

令和4年9月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和4年8月26日

令和4年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

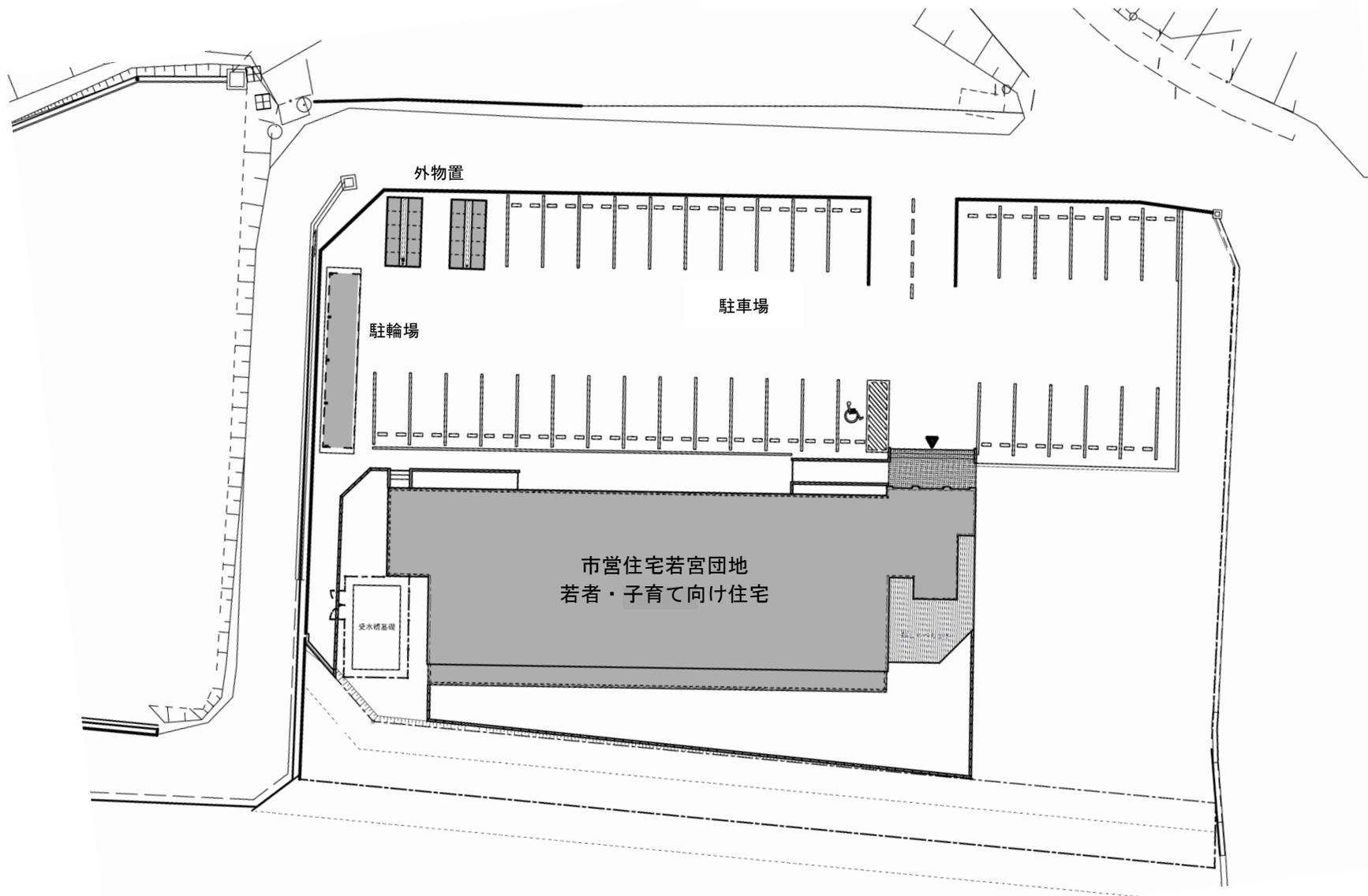
議案第2号関係資料(1)	市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事説明資料……………	3
議案第2号関係資料(2)	市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事配置図……………	4
議案第2号関係資料(3)	市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事平面図……………	5
議案第2号関係資料(4)	市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事立面図……………	6
議案第3号関係資料	市道路線変更位置図……………	7
議案第4号関係資料(1)	伊那市職員の育児休業等に関する条例改正概要……………	8
議案第4号関係資料(2)	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表……………	10

議案第2号関係資料(1)

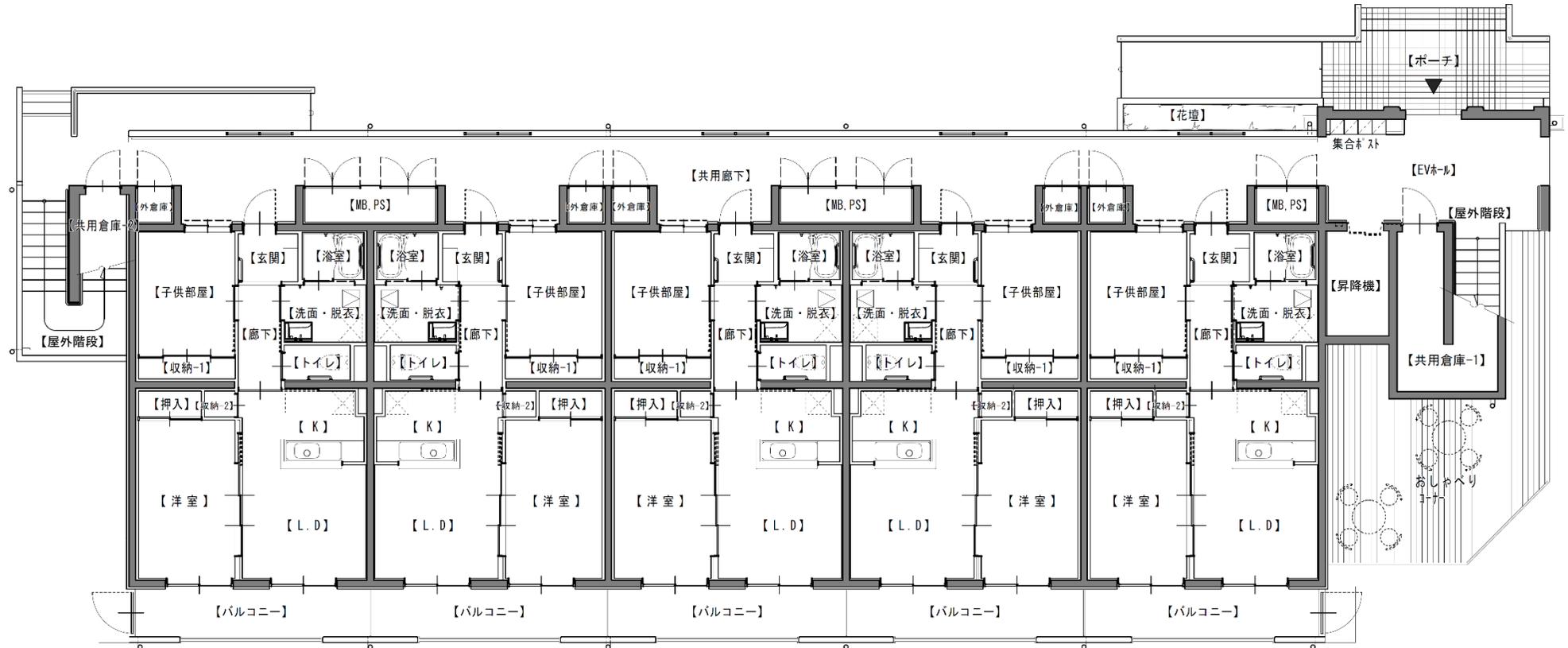
市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事説明資料

工 事 名	市 営 住 宅 若 宮 団 地 若 者 ・ 子 育 て 向 け 住 宅 建 築 工 事			
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	566,500,000円 (内消費税 51,500,000円)		西武・清野特定建設工事共同企業体 代表構成員 春日 貞秋
	電 気 設 備 工 事	66,550,000円 (内消費税 6,050,000円)		株式会社伊那エンジニアリング 代表取締役 田中 和俊
	機 械 設 備 工 事	105,050,000円 (内消費税 9,550,000円)		池田建設株式会社 代表取締役 池田 幸平
	合 計	738,100,000円 (内消費税 67,100,000円)		
工 事 概 要	構 造 鉄筋コンクリート造り 4階建て 延べ床面積 1,417.16㎡ 仕 様 全20戸 2LDK(20戸)、廊下、バルコニー、屋外階段、昇降機、外物置、駐車場、駐輪場ほか 特 記 事 項 上伊那地域産木材使用(居室の壁ほか)、太陽光発電設備			
工 事 期 間	契約の日から令和5年12月1日まで			
予 算	総事業費 (継続費)	810,000,000円	主な財源	社会資本整備総合交付金(交付率2分の1) 公営住宅建設事業債(充当率100%、交付税算入なし)

市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事配置図

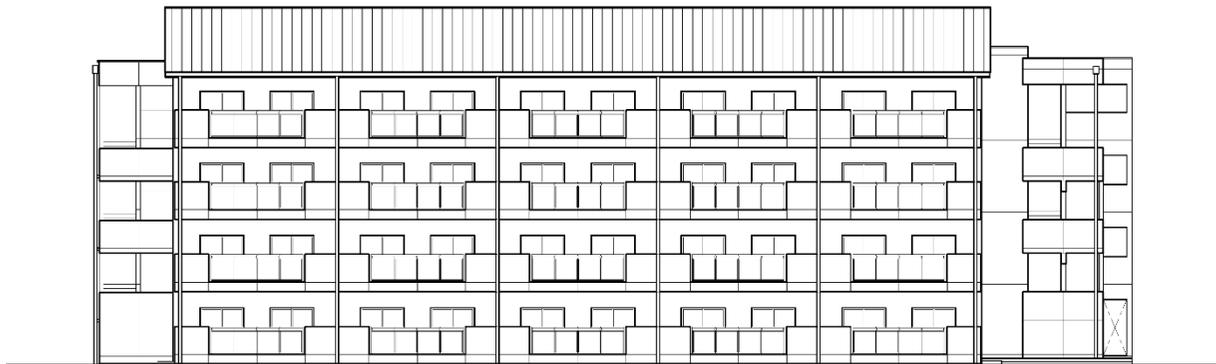


市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事平面図

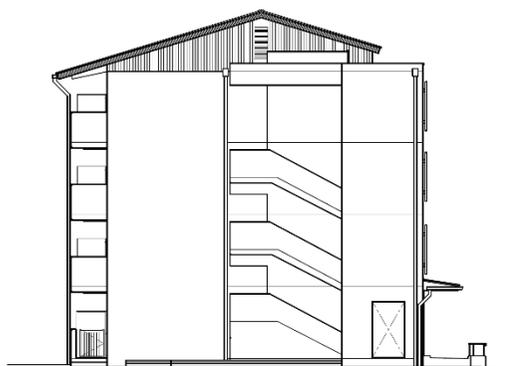




西側



南側



東側



北側

議案第3号関係資料

市道路線変更位置図



I-4161
市道 美篤団地2号線
変更後区間
延長 410.0m
幅員 3.5~5.1m

I-4161
市道 美篤団地2号線
既認定区間
延長 649.8m
幅員 3.0~5.1m

I-4161
市道 美篤団地2号線
廃止区間
延長 239.8m
幅員 3.0m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

議案第4号関係資料(1)

伊那市職員の育児休業等に関する条例改正概要

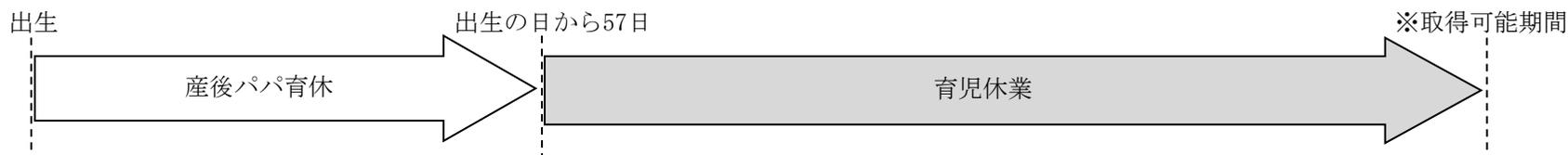
1 育児休業の取得回数制限の緩和

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、地方公務員の育児休業の取得回数制限を緩和する。

(1) 育児休業を原則2回まで取得可能とする。(現行：原則1回)

(2) (1)の原則2回までの育児休業に加え、子の出生の日から57日以内に育児休業(以下「産後パパ育休」という。)を2回まで取得可能とする。(現行：1回)

【改正前(原則1回、産後パパ育休1回)】



【改正後(原則2回、産後パパ育休2回)】



※取得可能期間 (1) 常勤職員 子の3歳に達する日まで

(2) 非常勤職員 子の1歳に達する日まで(ただし、伊那市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号の規定に該当する場合は1歳6か月まで、条例第2条の4の規定に該当し、特に必要と認められる場合は2歳まで取得可能)

2 条例改正の内容

条例改正により、主に非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する。

(1) 改正事項及び関係条項

ア 非常勤職員の育児休業をすることができる要件を改正 条例第2条

イ 非常勤職員の子の養育事情により、1歳から1歳6か月までの間で、育児休業の末日を規定する要件を改正 条例第2条の3

ウ 非常勤職員の子の養育事情により、特に必要と認められる場合として、育児休業の末日を2歳までとする要件を改正 条例第2条の4

エ 育児休業の取得回数制限2回を超えて取得することができる特別な事情の規定を改正 条例第3条

オ 人事院規則で定める期間を基準として、産後パパ育休を取得することができる条例で定める期間を規定 条例第3条の2

カ 育児休業を取得する申出に必要な計画書を改正 条例第11条

(2) 育児休業をすることができる非常勤職員（傍線の部分は改正部分）

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 子が1歳6か月に達する日（条例第3条の2の規定により出生の日から57日以内の育児休業（産後パパ育休）をしようとする場合は期間の末日から6月を経過する日、条例第2条の4の規定に該当する場合は子が2歳に達する日）までに任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

(イ) 勤務日が週3日以上又は年121日以上であるもの

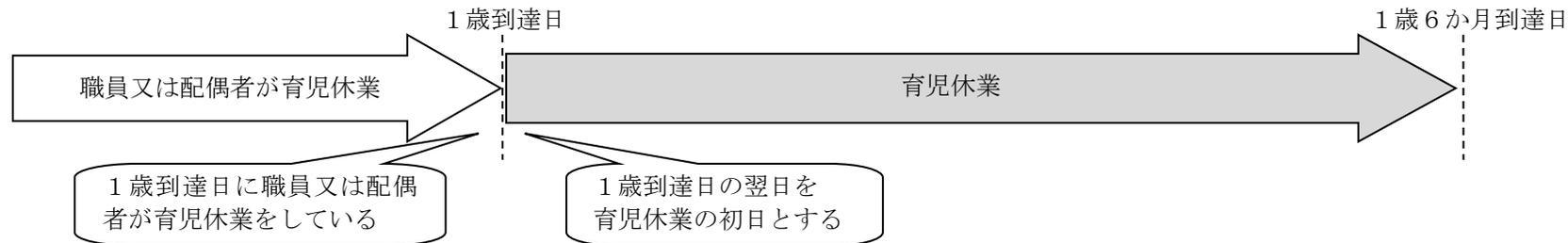
イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) 子が1歳に達する日に育児休業をしており、1歳到達日の翌日を期間の初日とする育児休業をしようとするもの

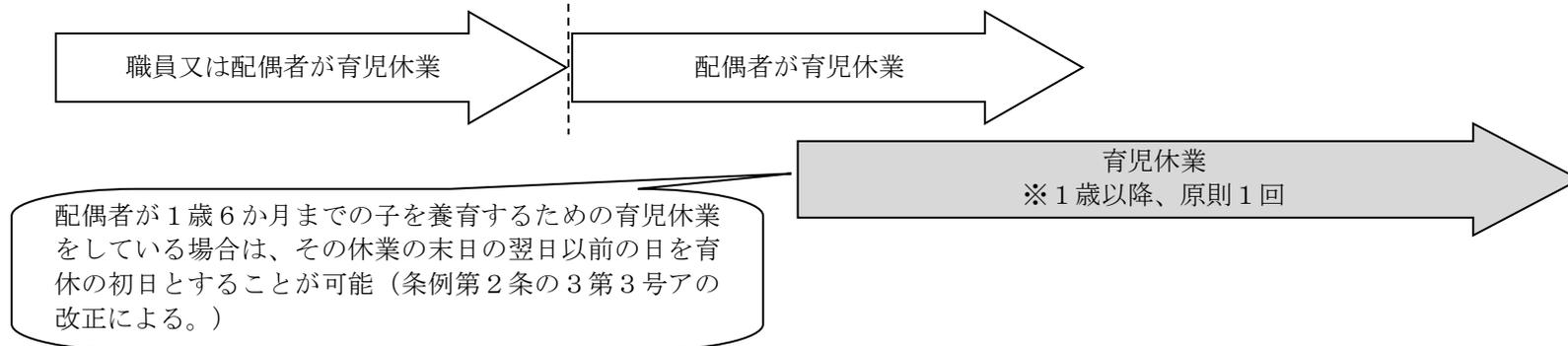
(イ) 任期の末日を育児休業の末日としており、任期の更新と同時にその日を初日とする育児休業をしようとするもの

3 非常勤職員の子が1歳に到達し、その翌日以降に育児休業を取得する例

【改正前】



【改正後（1歳到達日以降、配偶者と同時に取得可能）】



※1歳6か月から2歳までの育児休業についても同様となる。

議案第4号関係資料(2)

伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であつて、<u>同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>

旧	新
<p><u>任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	
<p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの</u>にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常</p>	<p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業</p>

旧	新
<p>勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において法定育児休業をしている場合</p> <p>イ 略</p>	<p>をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において法定育児休業をしている場合</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>
<p>（法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 <u>法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>（法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 <u>法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>
<p><u>（法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u></p> <p>第2条の5 <u>法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で</u></p>	

旧	新
<p><u>定める期間は、57日間とする。</u></p>	
<p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 (5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。</u> (6) 略 (7) 略 (8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>	<p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>
	<p><u>（法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u> 第3条の2 <u>法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと</p>

旧	新
<p>(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>	<p>(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>